

# FSC 管理木材ナショナルリスクアセスメント コメントフォーム

## 意見募集の対象となる文書

文書名	草案番号	草案日付	文書責任者	意見収集対象	Eメールでの コメント提出先	コメント締切
日本産木材管理 木材リスク評価	1-0	03.25、2013	太田猛彦 (FSCジャパン議長)	FSC利害関係者	iwase@forsta.or.jp	04.30、.2013

コメントする 文書参照先 (例：項目番号、 ページ、行数等)	コメント (変更を要する理由)	変更案 文章の修正、追加、削除	FSCによる見解 (ここはFSCが記入します。 記入しないでください。)
2.4, 3 ページ	<p>判断理由で、「現行の所有権の範囲において」とあるが、ここで求められているのは、「現行の所有権」についてではなく、先住民族としての「伝統的権利」についてであり、そうした紛争を解決するための一般に認められた公平な手段は、存在していないと考えられる。</p> <p>現在の日本の法体系では、IL0169号にも批准しておらず、アイヌ民族の先住民族としての上記の伝統的権利についての紛争解手段は存在していない。この点は、FSCジャパンのヒアリング資料1の北海道庁からの聞き取り項目2にあるように、「土地共有や使用の権利を含めた先住民としての権利について国に主張している」が、解決がはかられていない。また、同資料の上村教授からのヒアリングの項目7で、「門前払い」となっており、「平等な裁判を受ける権利がないといって良いのではないと思われる」としている。さらに、貝澤氏のヒアリングでも、「法律上は、アイヌを先住民としての土地の所有権や利用権を一切みとめていない」として、「裁判制度について、少数派の権利が認められていないと思っている」と批判している。</p> <p>また、法務大臣認証された各種機関による裁判外紛争解決手続きも機能しているとはいえない。</p>	<p>根拠となる書類： FSC ジャパン調査資料1. 参照 アイヌ民族共有財産裁判 札幌高裁判決 <a href="http://www.dogyousei.gr.jp/ainu/kousaihanketu.doc">http://www.dogyousei.gr.jp/ainu/kousaihanketu.doc</a></p> <p>判断理由：先住民族としての伝統的権利に関連する重大な紛争を解決する手段は現在存在しておらず、伝統的権利は無視された状態にある。</p> <p>評価結果：北海道地域における評価 Unspecified Risk</p>	

※適宜、コメントフォームに区切り線を入れてお使いください。

意見提出者名：熱帯林行動ネットワーク

コメントフォーム

コメントする 文書参照先 (例：項目番号、 ページ、行数等)	コメント (変更を要する理由)	変更案 文章の修正、追加、削除	FSCによる見解 (ここはFSCが記入します。 記入しないでください。)
---	--------------------	--------------------	--

2.5, 3 ページ	<p>判断の理由で、「ILO169に抵触する明確な権利侵害が森林域の林業において起きているという事実は確認できなかった。一方、直接森林施業を対象としたものではないが、過去においてアイヌの土地所有・使用権に関する『二風谷ダム訴訟』が行われている。」とあるが、FSC-STD-40-005 V2-1の基準では、ILO169の侵害の事例は「林業」だけに関連した限定的な事例の有無で判断するものではなく、評価地域の森林におけるILO169号での先住民族の権利侵害の証拠がないことを求めており、以下に述べるようにILO169の違反事例があると言える。また日本はILO169を批准しておらず、FSCジャパンが収集した情報に基づけば、林業の実施過程をも含めて、ILO169に掲げた先住民族の権利侵害が起きていると十分に判断できる。</p> <p>ILO169では、第6条の1で「この条約の適用に当たり、政府は、(a)関係人民に直接影響するおそれのある法的又は行政的措置が検討されている場合には、常に、適切な手続、特に、その代表的団体を通じて、これらの人民と協議する。」同条2は「この条約の適用に当たって行われる協議は、誠実にかつ状況に適する形式で、提案された措置についての合意又は同意を達成する目的のために行われる。」としている。アイヌ民族共有財産訴訟判決では、山林などの不動産を含む共有財産が対象であり、共有財産等の返還手続の策定にあたりアイヌ民族が手続に参画する機会が設けられなかったとされ、ILO169の権利侵害の証拠である。</p> <p>また、ILO169号第14条の1では「関係人民が伝統的に占有する土地の所有権及び占有権を認める。更に、適切な場合には、排他的に占有していない土地で、関係人民の生存及び伝統的な活動のために伝統的に出入りしてきた土地を利用するこれらの人民の権利を保証するための措置をとる。このため、遊牧民及び移動農耕者の状況について特別な注意を払う。」同条の2で「政府は、必要</p>	<p>判断の理由：日本はILO169号に批准しておらず、北海道庁、北海道在住アイヌ、アイヌ研究者等に確認したところ、少なくともILO169の第6条、第7条、第13条、第14条に抵触する権利侵害の証拠が、評価対象の森林地域において確認できる。</p> <p>評価結果：北海道地域における評価 Unspecified Risk</p>	
------------	---	---	--

※適宜、コメントフォームに区切り線を入れてお使いください。  
※コメントが多い場合はこのページをコピーしてお使いください。

意見提出者名：熱帯林行動ネットワーク

コメントフォーム

<p>コメントする 文書参照先 (例：項目番号、 ページ、行数等)</p>	<p>コメント (変更を要する理由)</p>	<p>変更案 文章の修正、追加、削除</p>	<p>FSCによる見解 (ここはFSCが記入します。 記入しないでください。)</p>
	<p>な場合には、関係人民が伝統的に占有する土地を確認し並びにその所有権及び占有権の効果的な保護を保証するための措置をとる。」とある。しかしながら、FSCジャパンの資料1の北海道庁の項目2にある森林を含めた「土地共有や使用の権利を含めた先住民としての権利について国に対して主張をしている」との指摘、上村教授の項目6の「祭祀（イオマンテ）に関して立ち入りを拒まれたような事実もあるようである」との指摘と同氏の項目4での「国連機関である『自由権規約人権委員会』の第6回レポートにおいても、日本国政府からアイヌ政策に関する報告に対する評価として『アイヌの土地の権利に関する特別な立法措置が存在しない』という評価となっている」との指摘、さらには、貝澤氏の項目1での「かつてアイヌが利用してきた森が自由に利用できなくなった。」こと、同氏の項目2の「山林所有をするアイヌがほとんどいない」点や項目4での「法律上は、アイヌを先住民としての土地の所有権や利用権を一切みとめていない。」との指摘などから、明らかにIL0169号第14条違反の証拠が存在する。</p> <p>また二風谷ダム訴訟の事例は、ダム建設の影響する地域が山林地域も含んでおり、上記第6条と以下の第7条の権利を侵害し、第13条にも抵触している証拠事例である。第7条の1は「関係人民は、その生活、信条、制度、精神的幸福及び自己が占有し又は使用する土地に影響を及ぼす開発過程に対し、その優先順位を決定する権利及び可能な範囲内でその経済的、社会的及び文化的発展を管理する権利を有する。」である。第13条は「政府は関係人民が占有し若しくは使用している土地若しくは地域又は、可能な場合には、その双方とこれらの人民との関係が有するその文化的及び精神的価値についての特別な重要性並びに、特にその関係人民の集団的側面を尊重する」である。</p>		